

V 韓国

＜主なヒアリング先： 大検察庁，法務部，女性家族部＞

【モデルケース1】

ケース1	死亡したケース 所得のある夫，専業主婦の妻，子2人の世帯で，夫が犯罪被害により死亡したケース
モデルA	年齢：40歳 性別：男性 職業：会社員 年収：₩78,571,429（550万円） 家族構成：妻（38歳・専業主婦） ：長男（11歳） ：長女（9歳）

1 犯罪被害者等を対象とした補償制度等

① 犯罪被害者救助制度（遺族救助金）

₩78,571,429（年収）÷12（月数）=₩6,547,535（平均月給）

- 但し，平均月給が平均賃金の2倍を超える場合，平均賃金の2倍に相当する金額を平均月給とみなす。本モデルケースの算定上，2010年度上半期の平均賃金額を目安とする。

2010年度下半期の平均賃金₩1,550,934×2=₩3,101,868

₩3,101,868（平均月給）×30ヶ月×6/6（遺族救助金に係る倍数）
=₩93,056,040

- 但し，算定額は平均賃金の36ヶ月分を超過することができない。

2010年度下半期の平均賃金₩1,550,934×36ヶ月=₩55,833,624

算定額=₩55,833,624<₩93,056,040

遺族救助金支給額=₩55,833,624

② 法務部により委託された被害者への経済的支援

- 上記（1）の犯罪被害救助金支給の有無を勘案して支給される。

(ア) 生活費支援

1回あたりの支援金として₩300万が分割支給される。

(イ) 奨学支援

地域の教育制度等によって運用が異なる模様であるが，支給される場合でも，中学生以上（中学生，高校生，大学生を対象に1期分₩300万～500万）が対象となることからモデルケース世帯では非該当。

∴ 被害者補償の総額 = ₩55,833,624

2 その他犯罪被害者等が利用し得る制度

① 遺族年金

- 受給要件は、老齢年金受給権者の死亡。給付水準は、死亡した者（被害者）の年金加入期間に応じて試算される。また、複数の遺族がいる場合、規定された順位に基づき最優先順位の者のみに支給される。本モデルケースの場合は妻のみ。

遺族年金額 = 加入期間により算定される金額（基本年金額に一定割合を掛ける）＋扶養家族年金（国民年金法第74条）。

- 基本年金額算出にあたっては、加入者の過去3年の年毎平均所得月額及び毎年基準所得月額を年金受給前年度の現在価値に換算した額の数値を要すること等、本モデルケースについては、不確定要素が多いため、支給額の概算上、下記の仮定を用い、国民年金サービスサイト「遺族年金予想月額表」で近い数値を参照した。

－ 死亡時の月収：₩78,571,429（年収）÷12（月数）＝₩6,547,535（平均月給）を基準所得月額平均額と仮定，

－ 死亡者の加入期間が20年と仮定

扶養家族年金以外の支給年金月額＝₩231,240

扶養家族年金以外の支給年金年額＝₩231,240×12か月＝₩2,774,880

- 扶養家族は、受給権者との関係における扶養家族（本モデルケースでは子女2名）

扶養家族年金額＝子女一人当たり年₩151,490×2人＝₩302,980

年間年金支給額＝₩2,774,880＋₩302,980＝₩3,077,860

- 遺族年金の支給期間は、配偶者であれば基本的には3年間の受給後、55歳になるまで停止される。ただし、子供が18歳になるまで等、継続支給の余地あり。また、配偶者の再婚などのその他の支給停止事由あり。

∴ 支給額 ₩3,077,860

② 基礎生活保障制度（国民基礎生活保障法）

- 支給対象： 扶養義務者がいない者、扶養義務者に扶養能力がない者、又は扶養を受けることができない者で、所得認定額が最低生計費以下の者（2012年における3人家族基準の最低生計費は月額121万8,873₩である）

∴ 支給額算定困難

③ 緊急福祉支援制度（緊急福祉支援法）

- 本調査のモデルケース設定においては、犯罪被害という危機状況に鑑

み、上記国民基礎生活保障よりも先に本制度の支援対象となる可能性が高いが、算定困難。

- 支給条件は、所得が最低生計費の150%以下で、財産が保険福祉部長官の定める金額（大都市 9,500 万ウォン、中小都市₩7,750 万、農漁村₩7,250 万）以下、金融財産が₩120 万以下の場合に適用される。

∴ その他の給付総額=₩3,077,860+基礎生活保障又は緊急福祉支援

- 3 残された遺族3人に支給される総額は、およそ
₩55,833,624+その他利用し得る制度による給付

【モデルケース2】

ケース2	重度障害が残存したケース 犯罪被害により、6か月間の入院加療を要する傷害を負った。 1年間の通院の後、随時介護を要する状態（障害等級1級相当）となった。
モデルA	年齢：40歳 性別：男性 職業：会社員 年収：₩78,571,429（550万円） 家族構成：妻（38歳・専業主婦） ：長男（11歳） ：長女（9歳）

1 犯罪被害者等を対象とした補償制度等

① 犯罪被害者救助制度による支援（障害救助金）

- なお、重傷害救助金の支給を受けていたとしても、同じ被害が障害として残った場合は、支給された重傷害救助金の額を差し引いた障害救助金が支給されるため、本ケースでは、障害救助金として算定する。

78,571,429₩(年収)÷12(月数)=6,547,535₩(平均月給)

- 但し、平均月給が平均賃金の2倍を超える場合、平均賃金の2倍に相当する金額を平均月給とみなすため、本モデルケースの算定上、2010年度上半期の平均賃金額を目安と仮定し、

2010年度下半期の平均賃金 1,550,934₩×2=3,101,868₩

₩3,101,868（平均月給）×30ヶ月(障害1級)×6/6(被害者に配偶者又は被害当時被害者若しくはその配偶者の収入で生計維持していた子がある場合)=93,056,040₩

- 但し、算定額は平均賃金の30ヶ月分を超過することができない。

2010年度下半期の平均賃金 1,550,934₩×30ヶ月=46,528,020₩

算定額=46,528,020₩<93,056,040₩

② 法務部により委託された被害者への経済的支援

- 上記（1）の犯罪被害救助金支給の有無を勘案して支給される。

(ア) 生活費支援、奨学金：モデルケース1と同様

(イ) 医療費支援

最大500₩。実際の費用により算定されるためモデルケースからの支給額算定は困難。

∴ 被害者補償の総額=₩46,528,020

2 その他犯罪被害者等が利用し得る制度

① 障害年金

- 受給対象者は、加入期間中の疾病・負傷が完治、あるいは2年が経過した時点で障害のある者である。障害年金を受給する場合は、老齢年金の受給対象外となる。
- 基本年金額（障害等級により給与水準が異なる）＋扶養家族年金額1級の場合、基本年金額×100%＋扶養家族年金額となる。
- 支給額の概算上、下記の仮定を用い、国民年金サービスサイト「障害年金予想月額表」で近い数値を参照した。

₩78,571,429（被害時年収）÷12（月数）＝₩6,547,535（平均月給）を加入期間中基準所得月額平均額と仮定、

扶養家族年金以外の支給年金月額（1級）＝₩296,340

扶養家族年金以外の支給年金年額＝₩296,340×12か月＝₩3,556,080

- 扶養家族は、受給権者との関係における扶養家族（本モデルケースでは配偶者及び子女2名）

扶養家族年金額＝配偶者年₩227,270＋子女一人当たり年₩151,490×2人＝ ₩530,250

年間年金支給額＝₩3,556,080＋₩530,250＝₩4,086,330

- ② 国民健康保険制度： 算定困難

- ③ 基礎生活保障制度： 算定困難

- ④ 緊急福祉支援制度： 算定困難

∴ その他の給付総額＝₩4,086,330＋基礎生活保障又は緊急福祉支援支給

3 被害者世帯に支給される総額は、

およそ₩46,528,020 ＋ その他利用し得る制度による給付

【モデルケース3】

ケース3	(重傷病(精神疾患)を負ったケース) 強姦致傷被害を受け、PTSDを発症し、1年にわたりカウンセリングを受けた。
モデルB	年齢：25歳 性別：女性 職業：会社員 年収：₩35,714,286(250万円) 家族構成：独身・両親と別居 ：父(50歳) ：母(48歳)

1 犯罪被害者等を対象とした補償制度等

① 犯罪被害者救助制度による支援(重傷害救助金)

- (犯罪被害者保護法施行令第3条)重傷害認定基準(以下参照)に適合する場合には支給の対象となり得る。本モデルケースではPTSD以外の「致傷」の内容及びそれへの治療状況が明らかでないことから、下記3.又は4.に該当しうると思われる。

次のいずれかひとつに該当し、該当負傷や疾病を治療するのに必要な期間が2か月以上である場合に犯罪被害者本人に支給される。

1. 人の生命および機能と関連がある重要な臓器に損失が発生した場合
 2. 身体の一部が切断または破裂し、重大に変形した場合
 3. 1及び2で規定した事項以外に身体やその生理的機能が損傷され、1週間以上入院治療が必要な場合で1または2に準ずる場合
 4. 犯罪被害により重症な精神障害として1から3までに準ずる場合
- ただし、法務省人権局人権救助課からのヒアリング結果によると、精神的被害も極めて重傷であれば重傷害救助金の支給対象になり得るが、2010年8月の制度新設以来、現在まで精神疾患に対して支給された例はないとのことであるため、PTSDについて「きわめて重傷」との認定がされるか否かは不明瞭である。以下は、支給されるものとしての計算である。
 - 重傷害救助金は、実際に受けた治療や療法にかかった費用を補填する給付金ではないため、カウンセリング費用か否かは問題とならない。

$$₩35,714,286(\text{年収}) \div 12(\text{月数}) = ₩2,976,190(\text{平均月給})$$

$$₩2,976,190(\text{平均月給})$$
は、2010年度下半期の平均賃金₩1,550,934の2倍(₩3,101,868)以下であるため、平均月給自体を用いて算定額を

計算する。

- 平均月給×治療月数×倍数=算定額
 $\text{₩2,976,190 (平均月給)} \times 12 \text{ ヶ月 (治療月数)} \times 3/6 \text{ (倍数, 被害者の収入に依存する遺族がいない場合)} = \text{₩17,857,140}$
- 算定額は平均賃金の30ヶ月分 ($1,550,934\text{₩} \times 30 = 46,428,020\text{₩}$) を超過しないこととされている。

算定額 = $\text{₩17,857,140} < \text{₩46,428,020}$

② 法務部により委託された被害者への経済的支援

上記1の犯罪被害救助金支給の有無を勘案して支給される。

(ア) 生活費支援

1回あたりの支援金として300万₩が分割支給される。

(イ) 医療費支援

最大₩500。実際の費用により算定されるためモデルケースからの支給額算定は困難。

(ウ) カウンセリング支援（スマイルセンター）

被害者の回復医師や治療の進捗状況を考慮し約2週間から20週間にわたるカウンセリングが無償で実施される。ただし、現物支給なので、すでに1年にわたってカウンセリングを受けていることが前提の本モデルケースについては、該当の有無が困難と思われる。

③ 女性家族部による経済的支援

(ア) 医療費支援

性犯罪被害者に対する医療費支援として最大500万₩が支給される。法務部の医療費支援との調整はない。

∴ 被害者補償の総額＝算定困難

（救助金が支給されるとすれば、₩17,857,140。治療費相当は1000万₩を上限として支援の可能性があるとと思われる）

2 その他犯罪被害者等が利用し得る制度

- ① 国民健康保険制度：算定困難
- ② 基礎生活保障制度：該当性判断困難
 なお、2012年における単身世帯の最低生計費は₩553,354
- ③ 緊急福祉支援制度：該当性判断困難

3 被害者に支給される総額：算定困難

【モデルケース4】

ケース4	(夫が妻を殺害したケース(親族間犯罪・DV)) 被害者及び子に対する経済的支援により、加害者が利益を得る可能性がない場合で、未成年の子が残されたケース
モデルC	年齢：40歳 性別：女性 職業：専業主婦 年収：なし 家族構成：長男(14歳) : 長女(11歳) : 夫(43歳・加害者)

1 犯罪被害者等を対象とした補償制度等

① 犯罪被害者救助制度による支援

犯罪被害者保護法第19条に基づき、救助金支給の支給制限に該当するため、遺族救助金の支給対象にならない。

但し、遺族の事情を総合的に考慮し、(子供が受給者であるなど)救助金を支給しないことが社会通念に反すると認められる特別な事情がある場合、救助金の一部を支給することができる。

② 法務部により委託された被害者への経済的支援

上記1の犯罪被害救助金支給の有無を勘案して支給される。

(ア) 生活費補助金

1回あたりの支援金として₩300万が分割支給される。

(イ) 奨学金

地域の教育制度等によって運用が異なる模様であるため、支給状況については算定困難。中学生相当である長男について可能性あり。

2 その他犯罪被害者等が利用し得る制度

未成年のみの世帯を想定することは困難であるため、生活状況が不明。

① 基礎生活保障制度： 該当性判断困難

加害者以外の保護者の所得状況によっては、教育給与(小学生1人あたり教材費₩36000、学用品費₩495,000など)が考え得る。

② 緊急福祉支援制度： 算定困難

3 残された遺族(子ども2人)に支給される総額：算定困難